

議案第 6 5 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市高齢者活動センターふれあいの家の指定管理者を指定するため必要があるからである。

北名古屋市高齢者活動センターふれあいの家指定管理者

- 1 指定に係る施設の名称  
北名古屋市高齢者活動センターふれあいの家
- 2 指定の相手方  
北名古屋市西之保中社8番地  
公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター  
会長 森 川 孝 一
- 3 指定の期間  
平成30年4月1日から平成34年3月31日まで